

別記第六十一号様式(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)(第六十一条関係)

(二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類)

在外公館等における在外投票に関する調書

何在外公館(何出張駐在官事務所)

区 分	人 数 等		備 考
1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒 (イ)	投票用紙	投票用封筒	
	枚	組	
2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者 (ロ)	人 うち投票者 人		
3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	人		
4 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者 (ハ)	人		
5 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により読み替えて適用される同令第92条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
6 残余の投票用紙及び投票用封筒 (イ-ロ+ハ)	投票用紙	投票用封筒	/
	枚	組	

何年何月何日調製

在外公館の長 在何日本国大使(在何日本国総領事) 氏 名

印

備考

- 1 憲法改正案が二以上ある場合にあつては、憲法改正案の種類ごとに別葉に調製することとし、表左上に憲法改正案の種類を記載しなければならない。
- 2 表右上の記載については、在外公館等投票記載場所が在外公館以外の場合は、その名称(例：何総領事公邸、何出張駐在官事務所)を在外公館名の右欄に()書きで記載しなければならない。
- 3 「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「投票用紙」欄及び「投票用封筒」欄には、外務大臣を經由して(他の在外公館の長を經由する場合を含む。)交付を受けたものの数の計から、他の在外公館の長に送付したものの数の計を引いた数を記載しなければならない。
- 4 外務大臣を經由して(他の在外公館の長を經由する場合を含む。)投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合又は他の在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を送付した場合は、その都度「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「備考」欄に交付を受けた又は送付した相手方の名称及びその数を記載しなければならない。
- 5 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者がいる場合は、「3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載しなければならない。
- 6 投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「4 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄又は「5 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により読み替えて適用される同令第92条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、返還後、令第94条第1項の規定による申請により行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。
- 7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。